

大館市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新秋田元気創造プラン及びおおだて未来づくりプランに基づき、東京圏の大学を卒業した学生の大館市内への移住を伴う県内就職を支援するため、秋田県と共同して行う大館市地方学生就職事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、本市に移住する見込みの者に対し、地方就職学生支援金（以下、「就職支援金」という。）を交付することに関し、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 就職支援金の交付対象者は、申請時において、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件で、次に掲げるア、イ及びウの要件を満たす者であること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請日が属する年度において、内閣府が示す「地方就職学生支援事業の対象となる大学・学部一覧」に掲載がある大学の学部原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みである。

(イ) 大学の卒業年度において、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）を除く東京圏内に継続して在住している。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が県内に所在する企業に就職することが内定している。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、大館市に移住する意思を有している。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他秋田県又は大館市が就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件で、次に掲げるア及びイの要件を満たす者であること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者ではないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等ではないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等ではないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(イ) 県内への勤務地限定型社員としての採用であること。

(対象経費)

第3条 就職支援金の対象となる経費は、就職支援金に係る申請の年度に属する10月1日以降に内定があった第2条第2号アに該当する企業への就職活動のうち、当該申請の年度に属する6月1日以降に採用面接等を受けるために要した交通費（公共交通機関を利用したものに限る。）とする。ただし、内定先の企業から交通費の支給があった場合は、その支給額を減じた額を対象経費とする。

(交付金額及び回数)

第4条 就職支援金は予算の範囲内において交付するものとし、交付金額は、対象経費の2分の1の額又は17,000円のどちらか低い額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 就職支援金の交付回数は、一人1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大館市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大館市地方就職支援金の交付に関する誓約事項（様式第1号別紙1）
- (2) 移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い（様式第1号別紙2）
- (3) 内定証明書（様式第2号）
- (4) 在学証明書
- (5) 交通費の領収書又はその写し
- (6) 本人確認書類の写し
- (7) 第2条第1号ア（イ）の要件に該当することを証する書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就職支援金の交付可否を決定し、大館市地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、速やかに当該申請者に通知する。

(就職支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた申請者に対し、交付決定した日から1月以内に就職支援金を交付する。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が第6条の規定により就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大館市地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 市長は前条の規定による再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに大館市地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第3号）に〔再交付〕と付して、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第10条 秋田県及び大館市は、第2期秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、第2期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第11条 市長は、就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、就職支援金の全額又は半額の返還を命じることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして秋田県及び大館市が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

- ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- イ 申請日から1年以内に就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- ウ 申請日から1年以内に大館市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に大館市に住民票がある場合を除く）
- エ 就業日から1年以内に就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）
- オ 転入日から3年未満に大館市以外の市区町村に転出した場合

（2）半額の返還

転入日から3年以上5年以内に大館市以外の市区町村に転出した場合

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、就職支援金の交付に必要な事項は、秋田県と大館市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年6月1日から適用する。